

# 石垣市つんだみブランド使用料条例

平成19年6月15日  
条例第28号

## (趣旨)

第1条 この条例は、石垣市つんだみブランドの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) この条例において「つんだみ」とは、八重山方言で沖縄の伝統楽器である三線などの弦を調音することをいう。

(2) この条例において「つんだみブランド」とは、市が企画・開発する商品その他販売方法をいう。

## (公募)

第3条 市長は、つんだみブランドの使用者を公募するものとする。ただし、市長が公募により難いと認めるときは、この限りでない。

2 市長は、応募者のうちから、つんだみブランド使用者を選定し、契約を締結するものとする。

## (使用料)

第4条 つんだみブランドの使用料は、商品の売上げ額(消費税を除く。)の5%とする。

## (使用料の徴収及び還付)

第5条 市長は、契約を締結した者から使用料を徴収する。

2 既に徴収した使用料は、還付しない。

## (使用料の減額)

第6条 市長は、特別の理由があると認めるものについては、規則で定めるところにより、使用料を減額することができる。

## (過料)

第7条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

## (委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成19年7月1日から施行する。